

令和4年度 京都市保健所運営方針（案）

令和4年7月

京都市

運営方針の策定に当たって

昨今の少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには今般の新型コロナウイルス感染症などの新たな健康危機事案への対応等、地域保健の課題はますます多様化している。

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。保健福祉センターは、住民に身近な保健福祉サービスの拠点、また保健所支所として、地域力推進室との一層の連携の下、各分野の様々な取組を地域のまちづくりと一体となって進めているところであるが、地域保健の推進における保健所の役割はますます重要となってきた。

今年度は、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応した保健活動の推進に取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

なお令和3年度に、母子保健法に基づいた保健所事務分掌規則の改訂を行い、一部の母子保健業務の所管が保健所からこども若者はぐくみ局に移管されたが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省告示第24号）」にも示されているように、「保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関と位置づけ、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましい」ことから、保健所が直接所管する業務でなくとも、地域保健推進に重要と考えられる業務については、「地域保健における取組」として令和4年度の運営方針の中に提示している。

1 医療衛生施策の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、新型コロナワクチン接種に関する取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

保健所の取組

1 健康危機事案への対応

市民の命と健康、暮らしを守るため、市民に正確な情報提供を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者発生時には積極的疫学調査による状況の把握、接触者への健康観察などの対応、感染症患者等の搬送、感染症の拡大の防止に努めるとともに、平時にも感染症の予防対策を企画・実施している。また、食中毒事案についても、同様に連携して患者、施設等への調査及び措置を行う。

《主な実績》

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

- 令和2年1月 ・全国に先駆け、24時間対応の専用電話窓口設置（令和2年11月に府市協調で設置する「きょうと新型コロナ医療相談センター」に移行）
- 5月 ・少しでも感染の可能性のある方を幅広く捉える本市独自基準により検査を実施
- 11月 ・京都大学医学部附属病院との相互連携に係る包括的な協定を締結
- 令和3年2月 ・やむを得ず自宅療養となった方のうち、希望者に対しパルスオキシメーターと体温計の貸与及び生活支援物資の支給を開始
- ・家庭内感染を予防するため、京都市内に居住する濃厚接触者等に宿泊施設を斡旋する協定を市内旅行業者と締結
- 5月 ・変異株の感染力の高さに対応するため、検査対象者を拡大し、検査対象とはなるが濃厚接触者に該当しない健康観察者の「注意就業」を実施するなど、更なる感染拡大防止対策を実施
- 8月 ・京都府医師会と連携し「京都市電話診療所」を設置
- ・訪問看護ステーション等と連携した健康観察業務を実施
- ・第5波における患者急増に対応するため、324人の全庁的な応援体制を構築し、保健所機能を強化
- 10月 ・妊婦の診療体制を確保するために京都府医師会及び京都産婦人科医学会と協定を締結
- 11月 ・新型コロナウイルス感染症の後遺症専用窓口として「きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル」を府市協調で設置
- 令和4年1月 ・第6波における患者急増に対応するため、最大562人の全庁的な応援体制を構築し、保健所機能を強化

- 2月 ・陽性者への連絡、無症状者や軽症者の容態の変化等の相談に対応し
 必要な場合に的確に医療に繋ぐ「京都市新型コロナ陽性者臨時フ
 ローアップセンター」（その後、「京都市新型コロナ陽性者フ
 ローアップセンター」に名称変更）を設置

○ 3類感染症の発生件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
43	20	35

○ 食中毒の発生件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
11	7	4

2 新型コロナワクチン接種に関する取組の推進

地域の医療体制が整備されている強みを活かし、医師会、私立病院協会等との緊密な連携の下、身近な診療所や病院（かかりつけ医）等におけるきめ細かな「個別接種」（令和4年5月現在、約900を超える医療機関が協力）を基本とし、併せて、拠点病院や本市公共施設等での「集団接種」（令和4年5月現在、市内全18会場で実施）を実施している。

また、医療機関の負担を軽減するため、「ワクチン配送センター」を設置し、各診療所・病院へのワクチンの配送拠点として、ワクチンの保管・小分け・配送を担っている。

さらに、専用ポータルサイトや本市の公式ホームページに加え、本市広報誌や市政広報板ポスター、電光掲示板等、様々な媒体を活用し、広報・情報発信を実施している。

なお、新型コロナワクチン接種により健康被害が発生した場合、その健康被害が接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村から給付が受けられることから、市民から救済制度への申請があった際、医学的な知見から必要な検査などの助言等を行う「予防接種健康被害調査委員会」において審議を行ったうえで、速やかに厚生労働省に進達している。

3 結核予防の推進

平成30年3月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って、結核の予防、積極的疫学調査と患者支援の実施、ハイリスク者対策を行い、指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行いつつ、第四次京都市結核対策基本指針の策定を検討する。

また、平成30年4月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき、高齢者を対象とした発病予防、患者の早期発見、普及啓発に係る事業を行う。

《主な実績》

- 令和3年11月 ・高齢者施設等職員研修会を開催し、施設職員に対して高齢の結核患者の発生状況、結核の症状及び発生時の対応方法について講義を実施
- 令和4年3月 ・高齢者（80歳以上※）に対する検診の受診勧奨

※結核患者の中で45%以上を占める

4 食品衛生に関する取組の推進

令和4年度京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。

また、食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民からの相談・問合せに対応する。

《主な実績》

○ 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数(件)	
	許可	届出	許可	届出
令和元年度	35,496	3,827	38,830	3,222
令和2年度	35,414	3,857	36,714	2,510
令和3年度	31,479	7,679	29,150	2,154

○ 食品衛生に関する知識の普及啓発

令和3年4月～ ・SNS等による食の安全安心情報の発信(60回)

令和3年4月～ ・食品衛生に関する講習会等の実施(39回、1,247人参加)

5 「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に対する通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進めている。

《主な実績》

平成31年4月 ・「民泊」対策専門チームの体制を強化

令和元年10月 ・無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出

11月 ・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請

令和2年4月 ・既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用

令和3年3月 ・本市に無許可営業疑いとして通報があった2,667施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。

6 動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取り業務や災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行う。また、令和4年6月から改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と指定登録機関への登録が義務化されることから、京都市獣医師会と連携し、市民及び各動物病院等に対して周知啓発を図る。

《主な実績》

- 令和2年10月 ・認定NPO法人及び業界団体の民間2団体とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和3年3月 ・第二期京都市動物愛護行動計画を策定
- 6月 ・「日本ヒルズ・コルゲート株式会社」とペット防災に係る災害協定を締結
- 9月 ・テレビ番組「京都アニラブテレビ」を放送

7 高齢者インフルエンザ予防接種の取組の推進

高齢者インフルエンザ予防接種については、公費負担を行うことにより自己負担額を軽減している。今後、高齢化の進行に伴い経費が増加する中においても制度を持続可能なものとするため、受益と負担のバランスを考慮し、次のとおり自己負担額の見直しを実施。

なお、これに伴い、自己負担区分証明書の発行手続きが不要となることから、速やかに接種していただくことができる。また、見直しの内容とともに流行前の予防接種の重要性等について、例年以上に市民に周知を行うことで、接種率の向上を図る。

(見直し内容)

対象		令和3年度まで	→	令和4年度
課税者 市民税	総所得 125 万円超	2,000 円		1,500 円
	総所得 100 超～ 125 万円以下	1,500 円		
	総所得 100 万円以下	1,000 円		
市民税非課税者		0 円		0 円
生活保護等受給者		0 円		

令和４年度の主な関連施策・事業

1 新型コロナワクチン接種

各市町村が主体となって実施する新型コロナワクチン接種について、安心安全かつ円滑な個別接種・集団接種の実施に取り組む。(保健所)

2 新型コロナウイルス感染症対策

相談・検査体制、高齢者施設・自宅療養者等への医療提供体制を確保するとともに、全庁応援体制の構築や人材派遣会社の活用、事務の効率化を進め、状況に応じ、必要な保健所体制の確保を行い、感染拡大の防止に向けて取組を進めていく。(保健所)

3 HPVワクチンの予防接種勧奨再開

令和３年１１月、厚生労働省から積極的勧奨の差控えを終了する旨の通知が発出されたことに伴い、HPVワクチンの予防接種を促進するため、国の通知内容に基づき、中学１年生及び高校１年生相当の女子に個別通知を送付する。

また、過去に積極的勧奨を受ける機会を逸した方（平成９年４月２日～平成１８年４月１日生まれ的女性）についても、令和６年度末まで接種可能とする救済策が取りまとめられたことから、接種を希望する方が定期接種として接種できるよう、令和４年度中に順次、個別通知を送付する。(保健所)

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

保健所の取組

1 地域における自主的な健康づくりの支援

○ 地域における健康づくり事業の実施

- (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各課・室が連携し、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
- (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和4年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 健康増進法改正に係る禁煙支援（短時間禁煙支援・受動喫煙防止等）
- ・ 健（検）診の受診率向上に係る取組

＜主な実績＞

○ 地域における健康づくり事業（単位：回）

	令和2年度	令和3年度
実施回数	759	808

（地域における健康づくり事業の例）

体操教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等



2 受動喫煙防止対策の推進

令和2年4月1日に全面施行された健康増進法（以下「法」という。）に基づき、これまでから法制度の周知啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

令和2年2月からは、飲食店やコンビニエンスストア、アミューズメント施設に対し、個別訪問と電話調査による監視・指導の取組を実施している。

令和4年度も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガ

イドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

＜主な実績＞

- 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況（単位：件）

	令和2年度	令和3年度
相談及び問合せ件数	1, 302	377
通報件数	197	142

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等との関係機関との連携による普及啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間を巻き込んだ社会的な啓発キャンペーンを実施する。また、保健医療システムや京都市国保が保有する情報の活用による個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

＜主な実績＞

- 本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査）

種類		H25年調査	H28年調査	R1年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	34.7%	32.8%	45.2%	50% (～R4年度)
	全国平均	39.6%	40.9%	48.8%	
肺がん検診	京都市	35.5%	37.7%	41.4%	
	全国平均	42.3%	46.2%	49.4%	
大腸がん検診	京都市	32.4%	32.1%	37.3%	
	全国平均	37.9%	41.4%	44.2%	
子宮頸がん検診	京都市	37.4%	36.5%	37.8%	
	全国平均	42.1%	42.4%	43.7%	
乳がん検診	京都市	39.1%	37.2%	43.6%	
	全国平均	43.4%	44.9%	47.4%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体等の参画の下、平成29年度に「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」を設置し、京都市国保の特定健診のデータを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した保健指導の実施など、オール京都で進めていく。

令和4年度は、昨年度に引き続き、地域における健康づくり事業の重点取組項目の1つに一次予防としての「糖尿病発症予防に向けた取組」を掲げ、地域における糖尿病発症予防の普及啓発に取り組む。

《主な実績》

○ 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催

(平成30年3月・11月、平成31年3月、令和2年11月、令和4年3月(書面))

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- | | |
|-------------------|--|
| 令和元年7月 | ・京都市医療救護活動マニュアル(震災対策編)(第一版)策定 |
| 令和元年9月
～ | ・各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施 |
| 令和2年12月
令和3年3月 | ・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催 |
| 令和3年3月
令和4年2月 | ・大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、協議会を開催 |
| 令和3年5月 | ・京都市医療救護活動マニュアル(震災対策編)(第二版)策定 |
| 令和4年3月 | ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催 |

令和4年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。(主なテーマ:栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など)(保健所)

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

市民ぐるみで健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼としてプロジェクトを実施してきたが、「エビデンスに基づく、市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業再編し、事業費の見直しを行いつつ、健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。(保健所)

3 フレイル対策事業

順次拡大を行ってきたフレイル対策モデル事業において構築してきた、自主グループ等に対する医療専門職連携による支援等の仕組み（地域介護予防推進センター等への委託により実施）を、全行政区に拡大し、総合的なフレイル対策を推進する。（地域保健）



3 母子保健の推進

本市においては、各区・支所子どもはぐくみ室は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の両方の機能を担っている。

「子育て世代包括支援センター」としては、妊娠前、妊娠期、出産前後、育児期に渡る体系的なサービスを、すべての母子を対象としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開し、子どもの健やかな成長発達と家庭の子育て力の向上をめざして、地域の関係機関と連携しながら、すべての子どもや子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行うとともに、親子の健康の保持増進や安心して子育てができるための知識の提供に努めている。また、「子ども家庭総合支援拠点」としては、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

保健所としては、このような子どもはぐくみ室の業務の質を高める役割を担うとともに、長期療養児等への支援など、専門的アプローチを要する業務に取り組んでいる。

保健所の取組

1 長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU 等で救命し退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

《令和3年度の主な実績》

○慢性疾病で療養中のお子様・親御様のための講演会・交流会

「慢性疾病を持つ子どもと新型コロナウイルス感染流行期を乗り越える」（令和4年1月）

「学校生活に向けて」（令和4年2月）

○京都市医療的ケア児等支援連携推進会議の開催（令和2年度1回、令和3年度2回）

2 母子保健事業への助言

乳幼児健康診査においては、従事者が共通の認識のもと従事できるように作成した「京都市乳幼児健康診査マニュアル」の改訂や令和4年度から導入する3歳児健康診査における屈折検査に関して、専門的立場から技術的助言等を行っている。また、健診における疾患スクリーニングの精度管理を行い、スクリーニングの質の向上を図るとともに、その結果を健診従事者にフィードバックし、各子どもはぐくみ室での健診の標準化を目指している。さらに、医師・歯科医師等の健診従事者の研修を実施し、乳幼児健康

診査の質の向上に努めている。

《令和3年度の主な実績》

○乳幼児健康診査従事医師研修（令和4年3月）

○3歳児健康診査における屈折検査導入に向けての助言

地域保健における取組

1 体系的な母子保健事業の実施

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行う「妊婦相談事業」や、妊娠中の初妊婦等に訪問を行う「こんにちはプレママ訪問事業」、出産後4箇月未満の乳児家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、子どもの発育や発達、子育て状況等を確認するために発達の節目ごとに行う「乳幼児健康診査（4箇月児、8箇月児、1歳6箇月児、3歳児）」等の体系的な母子保健事業を実施することで、切れ目ない支援を行う。

乳幼児健康診査については、令和2年度から、健診の流れや体制を改善し、より精度の高いサービス提供を目指すとともに、心理発達スクリーニングの強化を図るなど、多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症禍においては、マスクの着用や換気、物品の消毒等の基本的な感染防止対策に加え、1回の健診人数の縮減や案内時間の分散化等の対策を徹底したうえで、子どもはぐくみ室での集団健診として実施している。

《主な実績》

○ 妊婦相談事業 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面接数	10,598	9,974	9,457

○ こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問延件数）（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問実件数	3,998	3,025	2,872

○ こんにちは赤ちゃん事業（訪問延件数）（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問実件数	10,003	8,909	8,759

○ 乳幼児健康診査

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4箇月児健診	9,404	98.1%	8,856	95.6%	8,559	97.9%
8箇月児健診	9,377	98.1%	9,106	96.6%	8,483	97.4%
1歳6箇月児健診	9,784	97.8%	9,115	96.7%	8,920	97.8%
3歳児健診	10,228	96.7%	4,776	95.3%	9,359	96.6%

2 相談支援・保健指導の実施

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、疑問や不安に対し、必要な情報提供や助言、保健指導等を丁寧に行い、個々の家庭に寄り添った支援を提供している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

3 課題や困難を抱える家庭の支援

関係者の調整が必要と判断される妊産婦や、長期療養児等の課題や困難を抱える家庭に対しては、子どもはぐくみ室が身近な地域の行政機関である強みを生かし、個別の継続的な寄り添い支援を実施することで、支援の充実を図っている。

また、子どもはぐくみ室は、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあり、各関係機関との効率的かつ効果的な連携を行うことで虐待の未然防止に努めている。

《主な実績》

- 家庭訪問型継続的個別支援 (単位：件)

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
令和元年度	8 9 7	3, 0 7 2	1 7 5	1, 6 5 0
令和2年度	9 1 7	2, 0 5 2	1 3 1	1, 5 1 9
令和3年度	8 5 5	1, 9 4 9	1 6 9	1, 8 8 9

令和4年度の主な関連施策・事業

1 3歳児健康診査における屈折検査の導入

眼鏡をかけても視力が十分に矯正できない「弱視」は、子どもの約50人に1人とされ、適切な治療を早期に開始しなければ恒久的な視力障害につながる可能性があることから、3歳児健康診査において、弱視を早期発見・早期治療につなげることは、非常に重要であり、子どもの弱視の早期発見・早期治療の取組として屈折検査を導入する。（地域保健）また、同検査の精度管理を実施する。（保健所）

2 不妊に悩む方への支援の充実

新たに保険適用となった体外受精等の治療について、従来的一般不妊治療費助成の対象に追加する形で助成を実施。また、不妊等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようメールによる相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。（地域保健）

3 産後ケア事業における利用者負担の軽減

母親の育児負担や負担感の軽減を目的として実施する本事業について、コロナ禍における、産後の不安を払拭し、産後うつを未然に防止する支援として、産後の支援を必要とする多くの方の利用を促進するため、市民税非課税世帯及び生活保護世帯について利用料を無料、市民税課税世帯について産後ショートステイ又は産後デイケアのどちらか1日分の利用料を半額にする。（地域保健）

4 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議

医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。（保健所）（地域保健）

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」（令和2年度末に第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が終了することから、令和2年度に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度まで）を策定するとともに、本プランの中間見直しを実施）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

保健所の取組

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調のもとに、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うこととする。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図るものとする。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組むものとする。

＜主な実績＞

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	1,760	1,828	1,844
2級	9,991	10,695	11,130
3級	5,989	6,446	6,733
合計	17,740	18,969	19,707

○ 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況（単位：件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
28,712	28,925	34,187

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

○ 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数 （単位：人）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
11,982	12,799	12,869

3 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者の増加が懸念されることから、引き続きその動向を注視するとともに、必要に応じ対策を講じる。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	平成30年		令和元年		令和2年（参考値）	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 （自殺死亡率※）	201人 （13.7）	20,031人 （16.1）	179人 （12.2）	19,425人 （15.7）	189人 （12.9）	20,222人 （16.4）

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和4年度の主な関連施策・事業

1 自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～（継続）

新型コロナウイルス感染症の影響による不安や悩みの増大が全国的に危惧されていることから、令和2年8月から相談時間を拡充した「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、引き続き、土日祝日も含めた24時間365日、いつでも相談を受けられる体制を確保する。

併せて、「きょう こころ ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組も継続する。（保健所）

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、統括保健師の調整の下、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各課・室は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

保健所の取組

1 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

地域保健における取組

1 複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合する支援課題への対応統括として、保健福祉センター各課との連絡調整を行うとともに、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもりや複合する課題を抱える方への支援に当たっては、各課・室が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながっていない方等に対しては、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

＜参考＞ 令和４年度京都市保健所組織について

